

委員会提出議案第3号

精神障害者への交通運賃割引制度の適用を
求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定
により提出します。

平成30年6月29日 提 出

提出者 文教厚生委員会

委員長 小 林 弘

精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の3障害一元化が基本方針となっている。しかし、JRや大手民営鉄道、高速道路等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については、身体障害者及び知的障害者は適用になっているものの、精神障害者は除外されており、障害の種別による支援の内容に差がある。

精神障害者家族会の全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査では、精神障害者は就労が困難で所得保障も乏しく、経済的負担からデイケアや作業所も利用せず、外出を控えている実態が明らかになっている。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行された。

国連障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化している。

また、障害者差別解消法第1条も「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。

よって、国においては、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引制度が適用されるように、公共交通事業者に対して積極的な働きかけ等の必要な措置を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣